

令和6年度事業計画

実施月	法人		施設運営						実習生受入	地域交流スペース（よつぱルーム）
	本部運営	施設管理 BCP 消防訓練等	入居者・利用者		職員					
			行事・地域交流	健康管理	健康管理	地域・職員間交流等	委員会等	施設内研修		
全ての行事について感染症の蔓延状況で変動する。										
4月			ドライブ（花見）・散歩		定期健康診断（全職員） 腰痛検査（介護・看護職員）	集会所清掃（地域交流）	<ul style="list-style-type: none"> 栄養指導委員会・給食委員会 自立支援委員会 感染防止委員会 身体拘束廃止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 新入職員研修（中途職員研修） 身体拘束適正のための研修 事故防止研修 		おしゃべり体操教室（毎週金曜日）
5月	内部監査（監事による）	大掃除（床ワックス） BCP（洪水）	端午の節句 母の日			多治米町内会清掃（地域交流）	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止委員会 栄養指導委員会 自立支援委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒の予防及び蔓延の防止に関する研修（細菌性感染症等） 安全衛生研修（救急対応研修）日中想定 		おしゃべり体操教室（毎週金曜日）
6月	理事会 ・評議員選任解任委員定時評議員会を以って任期満了のため選任審議 ・事業報告・令和5年度決算審議評議員会 ・令和5年度決算審議		父の日				<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束廃止委員会 自立支援委員会 感染防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防及び要介護度進行予防に関する研修 感染予防研修（手洗い） BLS（一次救命救急） 接遇研修 		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 五本松長寿会
7月		特定建築物等定期調査 消防訓練	夏祭り				<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止委員会 栄養指導委員会 自立支援委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 新入職員研修（中途職員研修） 安全衛生研修（救急対応研修）夜間対応 身体拘束の排除のための取組みに関する研修 	尾道福祉専門学校実習実習	おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 五本松長寿会 暮らしの保健室・スナック五本松
8月			魚釣りゲーム				<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束廃止委員会 自立支援委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ターミナルケアに関する研修（看取りケア） 認知症及び認知症ケアに関する研修 BLS（一次救命救急） 	尾道福祉専門学校実習実習	おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 五本松長寿会
9月		消防設備点検（総合点検） 受水槽清掃及び水質検査 浴槽内レジオネラ菌菌・大腸菌群検査 BCP感染対応訓練	敬老会				<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止委員会 栄養指導委員会 自立支援委員会 感染防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 新入職員研修（中途職員研修） 安全衛生研修（救急対応研修）日中想定 感染対応シミュレーション研修 事故の発生等緊急時の対応に関する研修 	尾道福祉専門学校実習実習	おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 五本松長寿会 暮らしの保健室・スナック五本松
10月			ハロウィンカフェ	結核予防健診	定期健康診断 （夜勤対応介護職員・新入職員） 腰痛検査（介護・看護職員）	・秋祭り（地域交流）	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束廃止委員会 自立支援委員会 感染防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 褥瘡予防に関する研修 事故の発生等緊急時の対応に関する研修 感染症の予防及び蔓延防止に関する研修 	尾道福祉専門学校実習実習	おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 五本松長寿会
11月	理事会 評議員会	BCP地震対応訓練	スポーツ、芸術、食欲の秋行事	インフルエンザ予防接種	インフルエンザ予防接種	防災イベント（地域交流）	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止委員会 栄養指導委員会 自立支援委員会 感染防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生研修（腰痛予防） 身体拘束の排除のための取組みに関する研修（虐待防止研修） 		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 五本松長寿会 暮らしの保健室・スナック五本松
12月	社福忘年会（役員・職員交流）	大掃除（床ワックス・窓拭き）	クリスマス行事 紅白歌合戦 餅つき（地域・家族交流）			地域夜警（地域交流） 集会所清掃（地域交流） 社福忘年会（役員・職員交流）	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束廃止委員会 自立支援委員会 感染防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 精神的ケアに関する研修（心のケア） 		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 五本松長寿会
1月		BCP地震・津波対応訓練	初詣、散歩、ドライブ			とんど（地域交流）	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止委員会 栄養指導委員会 自立支援委員会 感染防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 新入職員研修（中途職員研修） 		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 五本松長寿会 暮らしの保健室・スナック五本松
2月			節分行事		ストレスチェック（全職員）		<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束廃止委員会 自立支援委員会 感染防止委員会 運営推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害に関する研修 薬の勉強会（ファーマシー薬局） 		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 五本松長寿会
3月	理事会 ・令和7年度予算・事業計画審議 ・令和7年6月評議員任期満了に伴い評議員推薦議案審議 評議員会 ・令和7年度予算・事業計画審議 評議員選任委員会	消防設備点検（機器点検）	花見、散歩、ドライブ				<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止委員会 栄養指導委員会 自立支援委員会 感染防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生研修 		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 五本松長寿会 暮らしの保健室・スナック五本松
1回/月		電気設備点検 昇降設備点検 病原性大腸菌（O157）検査（調理員） 害虫及び鼠類駆除	おやつレクリエーション				<ul style="list-style-type: none"> 部門リーダー会議 サブリーダーMTG デイ・ショート会議 排泄委員会 安全衛生委員会 防災委員会 事故防止委員会 企画委員会 研修委員会 			
1回/週							経営・運営会議			
毎日		水道水残留塩素検査 浴槽内塩素濃度測定（使用前）								
随時				定期健康診断（1回/月）	採用時健康診断		<ul style="list-style-type: none"> 入所判定委員会 サービス担当者会議・カンファレンス（ケアプラン・栄養計画・個別機能訓練計画） 	<ul style="list-style-type: none"> BLS研修 夜間緊急時対応研修 接遇コミュニケーション研修 アンガーマネジメント研修 ポジショニング・シーティング研修 誤嚥性肺炎予防・食事研修 介護保険制度研修 介護技術等OJT 中途職員研修 		

令和6年度事業計画

施設外研修		資格取得支援等研修
介護・看護職員資質向上に係る研修	その他職員資質向上に係る研修	
社会福祉施設採用内定者研修《社福研》	特定給食施設研究会	介護職員初任者研修
キャリアパス支援研修 (OFF-JT)《シルバー》	老人福祉施設連盟関係	介護職員実務者研修
サービス中の事故防止等のリスクマネジメント	全国老人福祉施設協議会施設長研修 (1回/年)	介護支援専門員実務研修
認知症の人の生活環境作りと地域資源の理解とケア活動	中国地区老人福祉施設連盟施設長研修 (1回/年)	介護支援専門員更新研修
認知症高齢者の理解(医学知識より)	広島県老人福祉施設連盟施設長研修 (3回/年)	ユニットリーダー研修
身体拘束によらないケアの実施	広島県老人福祉施設連盟福山ブロック施設長会 (2回/年)	認知症実践リーダー研修
介護職・看護職と共同して行う着取り支援	広島県老人福祉施設福山ブロック研究発表会	認知症実践基礎研修
ターミナルケアにおける介護職の役割	広島県老人福祉施設研究発表会 (1回/年)	認知症ケア専門士研修
腰痛予防・改善のために知っておきたい知識	中国地区老人福祉施設研究発表会 (1回/年)	社会福祉士養成課程
介護に役立つ摂食嚥下障害の理解とリハビリテーション	全国老人福祉施設研究発表会 (1回/年)	社会福祉士実習指導者研修
介護職員に必要な医療知識	福山市老人福祉施設連絡協議会 (2回/年)	喀痰吸引指導者研修 (1、2号)
介護中に緊急事態が発生した時の対処方法	社会福祉法人理事・評議員・監事研修《社福研》	アセツサー (介護プロフェッショナルキャリア段位制度)
施設における感染防止対策・感染管理	社会福祉法人会計・労務事務関係研修《社福研》	社会福祉士実習指導者研修
クレーム対応研修《社福研》	労働衛生研修《労安協》	介護福祉士実習指導者研修
アンガーマネジメント研修《社福研》		社会福祉士実習指導者研修
感染予防研修《社福研》		
社会福祉施設看護職員研修《社福研》		
社会福祉施設防災安全研修(施設)《社福研》		
社会福祉施設防災安全研修(通所)《社福研》		

★ 職員の資質向上のため個人資格取得に係る研修への参加を支援並びに介護職員等の処遇(賃金)改善を図る。

1 資格取得への支援

資格名等	特別休暇の 取り扱い	研修参加費		旅費の支給	
		法人負担	自己負担	法人負担	自己負担
資格取得支援等研修					
介護職員初任者研修	○		○		○
介護職員実務者研修	○		○		○
介護支援専門員実務研修	○		○		○
介護支援専門員更新研修	○		○		○
ユニットリーダー研修		○		○	
認知症実践リーダー研修		○		○	
認知症実践基礎研修		○		○	
認知症ケア専門士研修	○		○		○
社会福祉士養成課程	○		○		○
喀痰吸引指導者研修		○		○	
喀痰吸引研修(1、2号)		○		○	
アセツサー (介護プロフェッショナルキャリア段位制度)	○		○		○
介護福祉士国家試験	○		○		○
社会福祉士国家試験	○		○		○
介護支援専門員試験	○		○		○
認知症ケア専門士試験	○		○		○
介護福祉士実習指導者研修		○		○	
社会福祉士実習指導者研修		○		○	

※ 特別休暇の取扱いは、各研修ごと最長3日を限度とする。(事前に申請)

2 処遇(賃金)の改善

a. 介護職員等特定処遇改善手当
介護職員等特定処遇改善加算の職員への支給は、6月及び12月に介護職員等特定処遇改善手当として支給し介護職員等の待遇改善を図る 6月支給 ……前年度10月～3月までの加算額分 12月支給 ……前年度4月～9月までの加算額分 支給における職種区分の基準 ① 経験・技能のある介護士 …… 10年以上介護士として勤務経験(他施設での介護経験を含む)を有し、且つ、介護福祉士である介護士 ② ①の他の介護士 …… 介護士としての勤務経験が10年以内の介護士、並びに介護福祉士ではない介護士 ③ ①の他の職員 …… 施設長、事務員、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、看護職員、デイ管理者、管理栄養士、調理員
職種区分への支給総額の充当割合
① 経験・技能のある介護士 …… 4 (②の倍以上)
② ①の他の介護士 …… 2 (③の倍以上)
③ ①の他の職員 …… 1
※実情に応じて、①について必ずしも②の倍数としないことがある。
b. 介護職員処遇改善手当
介護職員処遇改善加算の支給は、介護職員に対し毎月の手当てで支給すると共に6月及び12月に勤労手当として支給し改善を図る。
c. 介護職員等ベースアップ手当
介護職員等ベースアップ加算の支給は、同加算額を全職員に均等割し毎月支給し改善を図る。
d. 令和6年6月以降の賃金改善は、a, b, cの支給要件を基に改善を図る。

職員配置														
事業区分	ユニット名	入居定員	医師	施設長	管理者	生活相談員	介護支援専門員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	管理栄養士	調理員	事務員	計
特 養	どんぐり	10人												
	たけのこ	9人												
	しらゆり	10人												
	計	29人	0.1人(0.1人)	1人			1人	2.02人(0.02人)	15.88人(0.45人)	2(1人)	1人	4.55人(0.55人)	2.8人(0.8人)	30.36人(2.92人)
短 期	はやぶさ	10人												
	あした	10人												
	計	20人												12.48人(2.48人)
	デイサービス	25人			1人	1人		1人	10.48人(2.48人)					7.32人(1.32人)
	計		0.1人(0.1人)	1人	1人	2人	1人	3.84人(0.84人)	30.86人(3.43人)	2(1人)	1人	4.55人(0.55人)	2.8人(0.8人)	50.15(6.72人)
	兼 務		0.1人(0.1人)	1人		2人				2(1人)	1人	4.55人(0.55人)	2.8人(0.8人)	12.9人(0.9人)

※ ()内は非常勤職員
 ※介護職員、看護職員の配置数 2:1以上 ※特養 1.62人:1人 ※短期 1.74人:1人 ※デイ(15人利用者)に1人の介護士、端数5人を増すごとに1人の介護士を配置 5.6人:1人

介護報酬体制加算(職員配置等による)の算定と利用率目標													
事業区分	利用人員目標数				体制加算等			令和6年5月迄			令和6年6月以降		
	開設日数	利用定員	利用率	年間延利用者数	看護体制加算	日常生活継続支援加算	サービス提供体制強化加算	夜勤職員配置加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等処遇改善ベースアップ加算	介護職員処遇改善支援補助金	介護職員処遇改善支援補助金
特 養	365日	29人	97%	10,267人	(Ⅰ)イ・(Ⅱ)イ	(Ⅱ)		(Ⅱ)	(Ⅰ)ア8.3%	(Ⅰ)2.7%	1.6%	0.90%	14%
短 期	365日	20人	88%	6,424人	(Ⅲ)イ・(Ⅳ)イ		I	(Ⅱ)	(Ⅰ)ア8.3%	(Ⅰ)2.7%	1.6%	0.90%	14%
デ イ	300日	25人	65%	4,875人			II		(Ⅰ)ア5.9%	(Ⅱ)1.0%	1.1%	0.70%	9%

看護体制加算(Ⅰ)イ 12単位 (特養)	ユニット型で常勤の看護師を1名以上配置していること
看護体制加算(Ⅱ)イ 23単位 (特養)	ユニット型で看護職員を常勤換算法で2名以上配置していること
看護体制加算(Ⅲ)イ 12単位 (短期)	定員29名以下、要介護3、4、5である者が70%以上であること。又、常勤の看護師1名以上配置している事。
看護体制加算(Ⅳ)イ 23単位 (短期)	(Ⅲ)イの条件に加えて、訪問看護ステーションの看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保していること。
日常生活継続支援加算(Ⅱ)46単位 (特養)	ユニット型で①算定月前の6ヶ月又は12ヶ月間の新規入所者の要介護4、5の占める割合が70%以上の場合、 ②算定月前の6ヶ月又は12ヶ月間の新規入所者が日常生活に支障のある認知症である者が65%以上の場合 ③たん吸引等が必要な者の占める割合が15%以上の場合 ①、②、③の何れかに該当する場合
サービス提供強化加算(Ⅰ)22単位 (短期)	介護職員の総数の内介護福祉士の占める割合が80%以上
サービス提供強化加算(Ⅱ)12単位 (デイ)	介護職員の総数の内介護福祉士の占める割合が50%以上
夜勤職員配置加算(Ⅱ)46単位 (特養)18単位 (短期)	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合、※夜勤帯(午後10時～翌日午前5時までの時間を含めた連続16時間) 基準配置3人、4人以上 配置で算定可
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ア 8.3%(特養・短期) 5.9%(デイ)	厚生労働大臣が定める基準を満たしていること(介護・看護配置職員配置の欠加、入所者が入所定員を超える場合等に該当、しないこと) キャリアパス要件・職場環境等の要件を満たしていること。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%(特養・短期)	特養サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ又は、日常生活継続加算、短期サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定しキャリアパス要件・職場環境等の要件を満たしていること。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)1.0%(デイ)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していない場合
介護職員等ベースアップ(特養・短期)	1.60%
介護職員等ベースアップ(デイ)	1.10%
介護職員処遇改善支援補助金(特養・短期)	0.90%
介護職員処遇改善支援補助金(デイ)	0.70%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(特養・短期)	14%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(デイ)	8.2%

介護サービスの質の評価と科学的介護の取組をするためLIFEへのデータ提出を行う。

令和6年5月末まで

令和6年6月以降